

令和7年度 長野県診療所承継・開業支援事業実施要綱

1 事業目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師の確保が困難な地域などを「重点医師偏在対策支援区域」（以下「支援区域」という。）と設定した上で、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、施設整備、設備整備、一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2 事業実施主体

長野県が定める支援区域において、保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第65条の規定に基づき厚生労働大臣の指定を受けた保険医療機関）として、原則として令和7年7月1日から令和8年3月31日までに承継又は開業する診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所のうち、医業を行う場所に限る。）であって、長野県地域医療対策協議会及び長野県保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所の開設者とする。

3 事業内容

支援区域において、承継又は開業する診療所の施設・設備整備及び地域への定着に対する支援を行う。

① 施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門（診療室、処置室等）や、診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費

② 設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器等の購入費

③ 地域への定着支援事業

診療所を承継又は開業する場合の地域への定着に必要な経費

4 支援区域

本事業における支援区域は、次の表のとおりとする。

医師偏在指標の区域	二次医療圏	対象市町村
医師少数区域	上小	上田市、東御市、青木村、長和町
	上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
	飯伊	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
	木曽	上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町
少数でも多数でもない区域	諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
	大北	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
	長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町
	北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
医師多数区域	佐久	小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町
	松本	麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村

附 則（令和7年8月8日付け7医看第139号）

この要綱は、令和7年度の補助金に適用する。